開放病床利用について（概要）

# **１ 目的**

登録医と当院の担当医が相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある、安全で良質な医療を提供としています。

# **２ 登録医とは**

開放病床を利用するには、必要書類（様式１）を当院に提出し、登録する必要があります。当院を利用する申請のあった医療機関の医師を「登録医」といいます。登録をいただいた医師には「登録医証」を発行します。

# **３ 内容**

登録医から紹介のあった入院患者を当院の主治医と共に、当院の病棟で共に診療します。登録医が診療するにあたって、医療機器や施設などを利用できます。

また、必要に応じて当院が開催する各種研修会や講演会、各診療科のカンファレンス、症例検討会の参加も可能です。

# **４ 受入診療科**

内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、

※皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科、救急科は除きます。

# **５ 開放病床数**

一般病床 ８床

# **６ 利用方法**

 原則 平日の９時～１７時

 予定入院のみの利用

① 開放病床を利用する患者の情報（様式４）を医療連携室にFAX する。

② 患者が当院外来を受診した後、診察医と登録医で相談して共同利用を決定する。

③ 登録医が入院した患者を診察する場合、事前に医療連携室に連絡して日時を決定する。

# **７ 開放型病床共同利用指導料について**

開放型病院共同指導料（Ⅰ）は、医療連携室が送付する「開放病床共同指導実施票」（様式8）や自院診療録等に基づいて登録医療機関で診療報酬請求をしてください。

※当院は月単位で「開放病床共同指導実施票」（様式8）を作成し報告します。患者の退院後３日以内、または入院が月をまたぐ場合は翌月３日までに登録医にＦＡＸ送信します。

※患者様に対しては、当院より入院費等と併せてご請求させていただきます。

【問合せ先】

北九州市立八幡病院 医療連携室担当 大塚　原田

電話：６６２－６５６５（代表）